

北空知4町地域公共交通計画策定支援委託業務
公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、北空知4町地域公共交通計画策定支援委託業務公募型プロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(プロポーザル参加希望者の公募)

第2条 北空知4町地域公共交通活性化協議会長（北海道空知総合振興局地域創生部長、以下「会長」とする。）は、要綱第4条に規定するプロポーザル参加希望者の公募に当たり、次の各号に掲げる事項を公示し、企画提案説明書（以下「説明書」という。）を配付するものとする。

- (1) 業務の概要に関する事項
- (2) 要綱第5条に規定する参加資格の要件に関する事項
- (3) 企画提案書及びヒアリングの内容に関する審査基準
- (4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (5) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (6) その他必要と認める事項

(プロポーザルの参加申請)

第3条 要綱第6条第1項に規定する参加表明書は別記第1号様式のとおりとする。

2 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、前項で定める参加表明書に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 契約履行実績を確認できる資料
- (2) 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本
- (3) 納税証明書
- (4) コンソーシアムにあっては、前3号で定める書類のほかコンソーシアム協定書の写し
- (5) 法務局等に登記申請中の企業にあっては、登記申請の写し

(非参加理由の請求)

第4条 要綱第8条第2項において非参加要請者が会長に参加要請されなかった理由を求めるときは、書面によるものとする。

(企画提案書の提出要請)

第5条 要綱第9条第1項に規定する企画提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 業務の実施方針、手法及び提案
- (2) 審査基準におけるポイント
- (3) 業務処理計画（日程）
- (4) その他必要と認める事項

2 要綱第10条第1項で規定する企画提案書及びヒアリングの内容に関する審査基準、その他必要な事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務担当者の経験及び能力
- (2) 業務の実施方針及び手法
- (3) 企画提案の内容
- (4) その他必要と認める内容
(審査結果に係る情報提供)

第6条 会長は、要綱第10条第2項で随意契約の相手方とされた特定者と契約を締結した後、当該企画提案書を成果品が納品される日まで閲覧に供するものとする。

(企画提案書の提出者が多数の場合の受託者の特定)

第7条 要綱第11条第1項において、企画提案書の提出が多数ある場合とは、10を超える企画提案書の提出がある場合とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から施行する。